

平成23年度随意契約情報(使用料・賃借料)住宅まちづくり部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	建築振興	建築振興	建設業許可グループ	財団法人 建設業情報管理センター	建設業情報管理システム電算処理業務にかかるシステム基本料	20110401	20120331	3,150,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(システム使用料)が特定の者(当該システムの管理・運営団体)でなければ実施することができないものであるため
2	建築指導	審査指導	指導調整グループ	一般財団法人 建築行政情報センター	建築行政共用データベースシステム利用契	20111001	20120331	2,267,370	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	建築行政共用データベースシステム業務が特定の者でなければ実施することができないものであるため
3	公共建築	公建設備	設備計画グループ	NECキャピタルソリューション株式会社 関西支社 井上 純一	大阪府住宅まちづくり部公共建築室営繕積算システム(RIBC)等用端末機賃貸借契約(一式)	20120301	20140228	1,098,720	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	業務(端末機賃貸)が特定の者(端末機賃貸)で実施された場合、経費節減等で有利と認められるため。
				住宅まちづくり部(使用料・賃借料)	H23. 4~5月	1件		3,150,000 円		
					H23. 10~11月	1件		2,267,370 円		
					H24. 2~3月	1件		1,098,720 円		
					合 計	3件		6,516,090 円		